「施策・事業の見直し（試案）」について各局・区とのオープン議論

平成24年４月16日（月）

大阪市役所　本庁舎屋上（Ｐ１）階会議室

「市民交流センター管理運営及び改修整備」

（事務局）　それでは、次の事業に移らせていただきます。市民交流センター管理運営及び改修整備、最初に改革ＰＴから見直しの趣旨説明をお願いします。

（改革ＰＴ）　市民交流センターですけれども、もともと人権文化センター、青少年会館、地域老人福祉センター、これらの３施設を統合いたしまして、32施設を廃止し、市民交流センター10施設として平成22年４月に開設をしてきた経過がございます。多世代の市民の地域を越えた交流の促進に関する事業、あるいはコミュニティーづくりに関する事業、公益的な活動を行う市民活動を育成するための事業、また、貸し室事業、こういったものを実施しておるということで、管理運営経費が８億7,800万円、また、今後、改修経費が１億7,500万円見込まれるというところでございます。

見直しの考え方といたしましては、利用状況が全館平均で50％程度にとどまっており、利用者も区内居住者が半数を超えておる、また、年齢層では60代以上が約４割ということで、施設の設置目的でございます多世代の市民による地域を越えた交流の促進ということがなかなか図られていないのではないかということで、指定管理期間終了後の平成26年度に供用廃止をしたいと考えております。

また、市民交流センターで実施しております福祉局の高齢者等地域活動支援事業、これらにつきましても廃止をしていきたいと考えております。

こども青少年局で実施しております不登校児の通所事業、これにつきましては他の場所で実施をしていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

（事務局）　引き続きまして、試案に対する所管局の見解表明を願います。

（市民局）　それでは、市民交流センター管理運営に関します市民局の考え方を述べさせていただきます。

まず、市民交流センターにつきましては、地対財特法期限後の事業等の見直しが行われます中で、地区内の人権文化センター、元青少年会館、元老人福祉センターの３施

設の交流機能に着目して、合計32施設を10施設に統合いたしまして、平成22年度に開設、残る22施設の廃止という大規模な見直しを実施してまだ２年を経過したばかりでございます。

改革ＰＴの見直しの考え方におきましては、利用状況は全館平日で50％にとどまっており、利用者も区内居住者が半数を超え、年齢層では60代以上が約４割ということでございますが、それぞれについて市民局としての考え方を御説明したいと思います。

まず利用率でございますが、人権文化センター時代の平成19年度、22％であったものが、市民交流センターとして開設初年度の平成22年度で50.2％、さらに平成23年度では55.6％と、平成19年度と比べ30ポイントを超える大幅な上昇を示しております。このことは指定管理受託者の努力もございまして、施設の利用促進が図られ、残る指定管理期間におきましてもさらなる利用率の向上が期待されるものです。

次に、13ページをごらんいただきたいと思います。この資料は３施設の統合前後の比較でございます。市民交流センターの平成23年度と、当時、人権文化センターであった平成19年度に実施いたしました利用者調査の結果でございます。まず利用者の年齢層についてでございますが、人権文化センター当時で最も多かった40・50歳代の割合が41.3％から25.6％に低下したのに対しまして、60歳代以上の割合が34.8％から39.2％に増加いたしまして、また30歳代未満の若年層は23.9％から35.2％と大幅に上昇しております。これら全体を見ますと利用者の年齢層の幅が広がっておりまして、このデータからは３施設統合の効果があらわれているものと私どもは考えております。

それから居住地から施設への移動時間についてでございます右側の表でございますが、これにおきましても施設周辺と言える15分以内で来館できる人の割合が46.3から33.7％に低下をいたしておりまして、一方、施設から15分以上かかる人の割合は53.7％から66.3％、そのうち施設からより遠方の利用者、これがかなり増加をいたしておりまして、60分以上かけて来館される人の割合が13.6％から17.4％に上昇しております。この結果から、利用者が周辺地域からのみならず、かなり地域的に広がっておりまして、さらに広域的な利用による市民の交流が進むことが見込まれると考えております。

以上のように３施設統合前後の利用者調査結果の比較におきまして、施設の利用促進、また、利用者の年齢層や地域別な広がりが進みまして、３施設の統合効果や条例目的である多世代の市民の交流、地域を越えた交流が進みつつあると考えております。

市民交流を促進することは同和問題の解決のために地域内外の住民の交流によって相互理解が深まるという機能を、これも果たすことにつながっております。平成22年度に大阪府と共同で実施いたしました人権問題に関する市民意識調査におきまして、住宅を選ぶ際に避ける条件として、地対財特法失効後、10年をもう経過しているにもかかわらず、かつての同和対策事業の対象地域を避けると思うと答えた人が53.8％となっておりまして半数を超えております。このように根強い忌避意識がある中で、同和問題解決のために効果的と思われる施策、取り組みといたしまして、そういった地域と周辺地域の人の交流を深めて協働してまちづくりを進めることが効果的といたしました、そういう答えをした市民の割合が55.8％、こういうことになっております。このように市民意識調査の結果から見ましても、市民交流センターの市民のさまざまな交流を促進する取り組みは、人権課題の解決の上でも大きな役割を果たすものと考えております。

以上のことから、市民交流センターは設置目的である多世代による市民による交流を促進し、人権が尊重され、心豊かな活力あるまちづくりの推進、これに寄与しているものと認識しております。

次に、14ページをごらんいただきたい。市民交流センターの施設利用における利用種別を区民センターと比較いたしますと、市民交流センターはどちらかといえば事業中心、区民センター等は貸し室が中心となっておりまして、市民交流センターは事業実施と市民の自主的なサークル活動を連動させまして市民交流の促進につなげようとしていることから、貸し館施設としての機能だけでなく、事業の実施場所としての機能もあわせて評価する必要があると考えます。

最後に15ページにつきましては、先ほどの区民センターのときの議論で御説明したものでございますが、地域レベルにおきまして中小規模の研修室とか会議室等を有する公民館等が設置され、市民活動の場が確保されている他都市と比べまして、本市におきましてはそういったものが他都市水準から見て不足してると私ども考えております。先ほども議論がございましたけども、私どもとしてはそういう認識を持っておりまして、市民交流センターは、その部屋数から申しましても、多様な市民活動の場を補完する大きな役割を果たしているものと考えております。

以上のように、市民交流センターにつきましては引き続き設置目的に沿った機能を発揮するとともに、市民のコミュニティー活動の場としての役割を果たす必要があるも

のと考えております。

以上でございます。

（事務局）　フリー形式での議論を開始します。時間はおおむね10分です。よろしくお願いいたします。

（改革ＰＴ）　それでは、市民交流センターの事業としての実施場所としての評価をしていただいたらどうかということでございますけれども、事業につきましてはここの市民交流センターだけでこういった事業を実施していくだけの財政状況にはない状況でございまして、事業を廃止していくとなりますと、やはり自主的な交流活動をしていただく必要があるかなと思っておりまして、そういう意味では区民センターを活用していただけないのかなと思っておるところでございます。市民交流センター10館で８億8,000万円かかっておりますけども、区民センターですと34館で10億円というような状況でございまして、市民交流センターのほうで引き続き事業を高コストで続けていくというのは非常に厳しい状況であると認識をしております。

また、利用率なり世代間交流ということでデータ示していただいたわけですけれども、これもある種、３施設、老人施設、青少年施設を統合しての統合後のデータということで、ある種、当たり前といえば当たり前のことになるんですけれども、またこれも中身の問題が重要で、別々に使っておられるのか、多世代の交流が本当に進んで人権施策に寄与しているのかといったあたりがなかなか見えてこないなと考えておるところでございます。

（市民局）　後半の部分からさきお答えしますけれども、我々も日々、現場をつぶさに見ておるわけではないんですけど、一部の市民交流センターの所在している区の区長にも意見をお聞きしました。子供さん、あるいは学生、主婦層なども利用がふえていると感じているということと、やはりその地域ではセンターの講座とか、行事を通した交流というのが地域の偏見解消につながってるというケースもしばしば見受けられると聞いておられるという話も聞いてるところでございまして、この辺のところについては、やはりセンターの所在している区の区長の意見、見解なども聞いていただいたいと考えおります。

また、事業の実施場所としてということでございますけれども、この事業をやった上でその事業に参加した人たちのサークルを結成していただいて、自主的な活動につなげていくということで取り組みをしておりまして、この継続的な活動をしているサー

クル数をふやしていくというその実績も上がってきておりますんで、今後、事業だけで引っ張っていくんじゃなくて、そういう自主的な活動をふやしていくということも当然やっていかなければならないと考えておりますし、この運営コストの問題については私たちも非常に大きな問題意識を持っておりますんで、この経費削減、運営の効率化とか運営経費の削減ということについては、これは別途、協議などもしていかなければならないと考えております。

（改革ＰＴ）　政策企画室長の鍵田でございます。

話が本筋からそれるかわからないんですけど、大分御苦労いただいて、もともと30の施設を10施設に統合してということなんですけれども、今、残る施設をどないするかという議論なんですけど、廃止した施設のいろんな転活用ですとか、売却とかという道筋が必ずしもスピード感持って進んでないんですよね。ですから、今、この施設のあり方議論するときに、結局、例えばもし仮に残す、ほんで廃止するというのを比較考慮したときに、廃止した後、どうなんねんというのが、やっぱりそれがわかりにくいということが余り議論がフラットにならないんじゃないかなという感じもしてるんです。ですから、そういう意味で残る施設の転活用の問題ですとか、あるいは取り扱い方針なんかについても検討が必要ではないかな。

（市民局）　やはり見直しをしたときの方針に基づいて取り組みを進めなければならないんですけれども、やっぱり用地の処理というのはなかなか簡単に進まないということで、ちょっとスピード感に欠ける状況になっておりますが、これについてはかなりの整理を進めておりますんで、平成24年度から具体的に既に廃止した施設の処分については進めてきております。ただ、やはりなかなか一部のものについては用地のいわゆる商品化ということについて、その辺のしっかり課題を明確にして、取り組みをスムーズに、進捗が図れるものについてはきちっと進めていくと、それをきちっとオープンにしていくということも大事。

（改革ＰＴ）　これ資料としてつけていただいてる中で、利用率は50.2％が23年度55.6％に上昇ということなんですが、市民交流センター10館、それぞれホールもあれば会議室もありますけれども、内訳はわかります。つまりホールの利用率というのはどれぐらいになってるのかなということなんですけど。そしたら調べといていただいて。

（市民局）　調べて、また。

（改革ＰＴ）　次の質問に。もし今、やりとりしてる中でわかれば教えていただきたいん

ですけれども。

この11ページの最後に人権が尊重され、心豊かで活力あるまちづくりの推進、これは我々行政に携わる者としては、まず最大限尊重してやっていかなければいけない施策である、これは我々も重々認識をしているところなんですけれども、先ほど長沢部長からも話ありましたけども、我々のまず問題意識というのは、この市民交流センターといわゆる区役所付設会館、区民センターとの違いというものがあるのかないのかということなんです。これ、根拠条例がコミュニティー振興施設条例ということで、同じ条例の中で規定されてまして、それぞれこれ、私、今、ここで抜粋持ってるんですけれども、第２条で目的が１項、２項、それぞれあります。ただ、いわゆる区民センターはコミュニティー活動の振興、福祉の増進、そして市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与する。市民交流センターもコミュニティー活動の振興、福祉の増進、多世代の市民による地域を越えた交流の促進、それで心豊かで活力あるまちづくりの推進に寄与するというかなり重複感あるなというイメージでして、具体にどういう事業をやるかということにつきましても、条例の第３条で１項、２項で分かれてるんですが、１項で区民センターの事業、１号から７号まで並んでおりまして、２項では前項、つまり第１項２号から７号までに掲げる事業ということで、最初の第１号だけ違う事業になってるんですが、それも区民センターは区民の集い、講習会の開催等の各種行事の開催、市民交流センターは多世代の市民による地域を越えた交流の促進と書いてるんですが、恐らく集いであるとか講習会とかの開催もしてはると思っておりまして、むしろ実際にそれぞれの施設が持ってる目的の明確な違いというのはどういうふうに理解したらいいんですか。

（市民局）　やはり非常に近しい関係にあることは事実なんですけれども、やはり一つはもともとの生い立ちが老人福祉センター、人権文化センター、青少年会館、この３施設の統合ということですから、多世代の交流ということが一つのウエートが置かれてるかなということは事実でありますし、もともともそういうことが大きい趣旨ですから、そこのところがポイントになります。一方では、やはり各区１館ごとにあります区民センターについては、まずやっぱり地域コミュニティーということが根底にあります。その中での市民活動、地域活動、交流ということももちろんありますけれども、あえて多世代というところ、もともとのそれぞれの３施設が持ってた交流機能に着目して、それを束ねてきたというところでは多世代の交流ということがこの市民交流セ

ンターの特徴的な部分になるのだろうと考えてます。

（改革ＰＴ）　多世代の交流とコミュニティーづくりというと何か同じような気もするんですけども、政策企画室長からありましたように、この間、30の施設を10施設に統合される、いろいろ今、局長からもお話ありましたけれども、それぞれの成り立ちがある施設を10館に統合する中で、いろいろ工夫もしてこられた結果が今であるということも我々重々理解をしているつもりなんですが、私どもＰＴは将来に向かってどうしていくかということを考える、そういうスタンスに立っておりますんで、同じような目的、多世代が交流する必要性があるというのは、いわゆる三百数十ある地域も同じだと思いますし、むしろそういう施策を進めていくことが、一体となったそういう施策を進めていくことが我々行政として求められてるのかなという思いもございます。

そういう意味で言いますと、この市民交流センター10館と区民センター等の34館、これらのやはり全体の最適化ということを将来に向かっては目指していくべきではないかなというのが私どものスタンスでございまして、その中でやはり10館で８億8,000万円、34館で10億円、そういう高い運営コスト、これをいかに速やかに解消していくか、そして全体の最適化、多くの地域ニーズにこたえていく、全体の最適化をしていく、そういう観点からの見直しというスタンスでこの施設のありようを議論していくべきかなと思っておりますけれども、この点について何かお考え等があればお願いしたいんですけど。

（市民局）　この市民交流センターの設置の趣旨目的からそこまで、やはり今、今日時点ではこの３館統合した、この場所でこういう交流の広がりを見せつつある市民交流センターの機能が、やっぱりここにあって、こういう事業をやって、こういう交流が生まれてるということは必要性があると考えております。ただ、そうはいいましても、やはり全体、今後の新たな基礎自治単位をにらみながら、最適化を我々検討してまいりますし、ましてや現在の財政状況の中で、この運営経費をコストをどうしていくんかということについては大きい問題意識を持っておりますんで、そこも念頭に置きながら、今後のあるべき形ということについては私どもしっかり検討していきたい。

（改革ＰＴ）　ホール、わかりました。

（市民局）　お待たせしました。平成22年度のデータでございますが、施設ごとでしかわからないので申し上げます。市民交流センター、なにわはホールがございませんので、よろしいでしょうか。よどがわ67.4％、それから、ひがしよどがわ51.2％、あさひ西

31.0、あさひ東56.3、すみよし南59.7、すみよし北37.7、ひがしすみよし29.8、ひらの34.5、にしなり63.2です。

（改革ＰＴ）　施設というか地域によってばらつきがあるようなんですけれども、市全体の先ほど来の区民利用施設全体の議論からいきますと、やはりこういうものについても全体最適化を図ることによっていろいろなニーズといいますか、そういうものがあるのであれば吸収できる余地というのはあるのかなと思いますんで、30％台、20％台のところもあるようですので、そういう意味でも全体最適化と、そして運営コストの縮減、とりあえず指定管理期間までは現行のまま、もちろん運営コストの削減とかは取り組んでいただく必要あると思いますけれども、現行施設を前提にした形でと私どもも思っておりますんで、そのありようなり、最適化の進め方なりについて十分吟味してスピード感を持って御検討いただくようにお願いしたいなと思います。

（区長）　東成区長の清野です。

区内に市民交流センターを持ってる区長、きょう出席かないませんので、いわゆる全員じゃないですけど、意見聞いてきてます、二、三点だけお願いをしたいと思います。

１点目は、先ほど来あるんですけど、平成18年から、この間、各館がどういう努力をしてきたかというのは、これは評価の対象に入れてほしいというのが一番大事な話。

もう１点は、その建物の特性といいますか、同和地区内にあるということ、それから2点目は、大阪市として一般施策の中で同和問題の解決を図っていくというお話をずっとしてきたということ。

３点目は、先ほどから出てますコミュニティー振興施設条例にも人権尊重がうたわれていて、そこのセンターの中で地区内住民と近隣地域の住民とが交流をするということについても一定非常に重要な課題だと、そういう認識をずっと持ってきたという点があるんで、全体の評価の中でそういったものも評価をしてほしい、その２点。

ただ３点目がコストカットというのは、これ１館当たり１億円というのは非常に高いな、これは全員、だれが考えてもそういう一致した意見がありますので、それを努力しつつ、そのあとの評価については、私、さきに申し上げたような２点を勘案して評価してほしい、そういう意見を聞いてきてますので報告させていただきます。

（橋下市長）　これは何で34館ですか、それで10億円ぐらい、この件に関して10館でしたっけ。10館で８億円、これは結局、運営費で、運営経費、どこの部分で。

（市民局）　管理運営費、人件費。ただ、指定管理を出したのが、区民センターのほうが

今年度、それから交流センターのほうは、この辺につきましても区民センターに合わせていくような努力を次回の指定管理の際には。

（橋下市長）　これ、個別のこういう局だと市民交流センターのところを見てこうなってしまうのは当たり前だと思うんですが、これ全体の市政改革の話で、基本的には公募で競争性持ってという話の中で、仕事がとれなくなったらそこの団体は雇用だ雇用だと言ってももうだめですよというのは原則になって、仕事とれないところはじゃあ雇用どうするんだ、いや、それはもう頑張ってやってくださいという中で、特定のところだけ雇用を出して、この分を確保するためにって、この本末転倒の運営費になるのはやっぱり違うと思うんです。だから運営経費がほかが34館で10億円とか何とかというところで10館で８億円というのは、それはここの市民交流センターのところだけ見たらその人たちにとってはプラスなのかもわかりませんが、まずやっぱり大阪市全体で見るとどうしても納得できないということになると思います。

（市民局）　実は今、担当部長が申し上げましたように、区民センターのホール。実はこの市民交流センターを公募にかけたときは、積算はその当時の区民センターホールの管理委託料のときの人件費を参考にして積算しておったんですが、ところが、その後、ほかの施設のほうがどんどん見直しが進んで下がったんです、こちらのほうが高どまりしてるということと、もう一つは月曜日休館、区民センターのホール、月曜日休館ですけども、市民交流センターは月曜日全部、基本的に通しであけるということで、人件費的に言うと交代の体制のつくり方の関係なんですけども、ちょっと人件費が交代要員さん、若干余分にかかるということもあったんですけど、もともとの積算のベースがちょっと高いときにやっちゃった、これは京都でも同じように隣保館条例を廃止しまして、いきいき市民交流センターというのをやっておるんですけれども、努力してやってますし、まずその辺は精査いたしまして、努力していこうと思います。

（区長）　積算根拠、局長おっしゃるとおりなんですけど、区民センターのほうも今年度から月曜日なくなりまして、それについてコストは増やしてませんので。休館日があったんです、去年までは。実は私どものところで月１回でしたけれども土曜開館、休みだった日の開館、月曜開館を始めまして、今年度から区民センターについてはすべて休館日は年末年始のみということ、それについてコストをふやしたという経緯がありませんので、若干その辺、今、局長御説明しましたのと乖離があったらいけませんので。

（**橋下市長**）　今は指定管理は市民交流センター、今までのこれをやり始めたのは競争性のある公募でやってるんですか。

（**市民局**）　公募をやったんですけれども、１カ所は２社競合したんですけども、あとについては３社連合体なんですけど、それぞれ１社の応募といいますか、これはちょっと地域特性ということが影響したのかどうかは調査等はしておりませんけれども、ただ、我々としてはちゃんと競争性が確保されるように、効率的な運営が図れるように、さらに工夫をしなければ。

（**橋下市長**）　そこは条件とか、特別な条件みたいなのはついてなかったんですか。要はそこしか入れないような条件が、競争と言っておきながら特定のとこしか入れないようなよく条件をつけてるという。

（**市民局**）　これは現に１カ所は東京のほうから２社競合してますので、条件的に絶対ここしか入れないような条件にはしておりません。

（**橋下市長**）　これ知事時代も言ってたんですけど、旧同和地区のこの問題に関しては、差別意識があることが前提にでも、特別なそういう優遇措置みたいなことはやめるということがあって、いろいろ全部やめれたかどうかわかりませんけども、そういうことをやったんですけど、谷川さんが言われるように、交流とか、地区民の交流とか、多世代のどうのということは、こう言いながらこの地区に限ってやるというのは、それは地区の特別な事業になってないんですか、要するにこの地域とかで。

（**市民局**）　ここでやってることそのものは、この地区に特別な利益をもたらしてるわけではないですし、利用は幅広い範囲にわたってますんで、先ほど紹介した区長の意見がありました、やはり100回、1,000回ロで言う、文字で啓発するよりも、来てもらって、そこで見てもらって交流してもらうということ、最大の啓発になってると思います。それはそのためにやってるんではなくて、先ほど言いましたように区民センターのホールを補完するような機能を我々のほうも持ってると思っておりますし、特別なそのための事業、プログラムを中心にやってるということではございません。ですから特別対策的なものというのは一切ないです。

（**橋下市長**）　だから特別対策的ということではなくて、いわゆるそこの、この24区ある中で10館、その地域だけ選んで、そこだけである意味、中身が特別かということじゃなくて、そこの地域だけでそういう事業をやってるということ自体がほかから見ると特別に見えるんじゃないんですか。結局、旧同和地区のこういう問題のときに、いろ

んなことをやればやるほどほかから見て特別やんか、何でやねんと思われるところに忌避意識とか、差別までいかなくても区別意識みたいなものも出てくるんです。出てくるというのは、ずっと僕は思いを持ってたんですけども、この地域だけ、ほかの地域でもそれが何かの基準で区民ホールとか何とかを補完する機能がこの10カ所だけなのか、ほかにも点在してる中の10カ所だったらわかるんですが、この10カ所だけでやってるというのは、中身は一般の人が来れるといっても、この地域特別の何か政策みたいに外からは見えますけどね。

（市民局）　この３館統合の見直しの議論の中で、これがやはり特別なものになるんじゃないかという議論はなかった。そういうふうな施設をつくろうということでコミュニティー振興施設条例の中で位置づけてるわけなんですけれども。

（橋下市長）　中身が特定の特別の事業じゃなくて、その地域だけで、この10館のここだけでやってるということが。

（市民局）　それはその地域で箱物を一斉に見直ししたときに、交流機能は、これは一般施策として活用できるねということで。それを集約しよう、結果としてそこに来てるわけで。

（橋下市長）　だからいつも行政的な、そういう考え方が悪いと言ってるわけじゃなくて、あるから、あるものをどう活用するかという手法になってるんではないかと思うんですけどね。いわゆる本当に旧同和地域の差別意識というものをどうなくしていくかというところから、じゃあこうやりましょうというよりも、今まであるこの館をいろんな理由で統合していくときに、10館残ってしまったから、これをどう活用しようかという何か思考で。

（市民局）　ちょっと違うと思うんです。京都も同じなんですけども、箱物が残ってきたんで、それをこういうふうに活用しようという発想じゃなくて、箱物に交流機能がもともとついてるわけで、そういうシーズといいますか、種があると、交流事業として本当に発展できるような事業、これは蓄積があるんで、そこにある新たに何かそういうものをここに張りつけようとすると、何でここにとなるが、もともとそこでやってたのを、これは特別な形じゃなくて一般的に活用されるべきものやということでこの施設の活用をという論理。

（橋下市長）　何でしたっけ。原則はだからもう一切なしねというところがスタートなんですか。

（改革ＰＴ）　今、おっしゃってる交流機能という、まさにその機能をそしたら区民センターで発揮するということもあってもいいんですね。区民センターでやられてる機能をその市民交流センターでやるということもあってもいいんじゃないかなと思うんです。今、おっしゃってるもともとあった交流機能、これは大切にしていかなければならないし、もっと広げていく必要がある。その広げていくいき方が市民交流センターだけになっちゃってるということが逆にそういうふうな映りに、その活用という映りになっちゃってるんじゃないかというそういうこと、そういう疑問かなと思うんですけど。だからそれを、例えばそういう交流機能、交流の場をほかの地域といいますか、全部の区民センターのところで実施する、そこにそこの近くの人も参加してもらうという、そういうふうな施策展開ということにしていくのがいいんじゃないかなと思うんですけど。

（市民局）　そこのところ、人ではなくて、ある意味、地域という課題がくっついてますので難しいとこあるんです。ただ、ここだけでやってたらいいのかということでもないと思うんです。スタート時点ではそういうことなんですけども、今後の展開の仕方は今のまま固定でとるしかないということで考えることはないと。

（改革ＰＴ）　条例上は多世代の市民による地域を越えた交流となってますんで、地域内ということではなくて、そういうことを目的にした施設ということで整理されてるというのであって、いろいろ過去のいろんな経過なり、実態から言うと一朝一夕にはいかないというのもあるかもわからないんですけども、目的としてるところからいくと、より広がりということを目指していくような方向性で持っていかなければいけないんじゃないかなと思うんです。

（市民局）　今後の発展形といいますか、展開として、やっぱりそういう方向性でいろんな何かすみ分け論的にやるんじゃなくて、今、室長がおっしゃったように方向性も含めて今後のあり方として考えていくことは重要な視点であると認識している。

（橋下市長）　本当は僕は余り今日はしゃべっちゃいけないと思ってたんですけど、この問題、僕自身がずっと大阪市に住んで、そのときから言われながら、なかなかこれ解決しないというか、そういうもので、余りこれって上辺っつらのことやっても無理だと思うんですよね。実は知事時代に府民調査をやったときに、アンケートの項目は全部僕がチェックして。というのは、もともと事業、部局が上げてきたのは行政的な感覚で、そこまで聞いたらまずいよということがあったので、非常にあっさりとした質

問項目だったんですけど、要は僕は忌避意識の理由まで聞かなあかんということで、やっぱり府の調査ですんで、見てもらってるんですかね。

（橋下市長）　要は僕自身も東淀川のあそこの崇禅寺のほうにずっと住んでましたからわかるんですけども、今のお話聞いてると、あそこの会館、あそこというか、東淀川はどこ残したんですかね、飛鳥ですか。

（市民局）　日之出です。

（橋下市長）　日之出ですか。あの会館のところに集まっても理解されないと思います。結局、アンケートのあの回答見てもそうなんですけども、局長言われるように人と人との交流がすごい重要だと思いますんで、それは僕は重要だと思うんですよ。正直、みんな外から見るとどういううわさとか、うわさ話とかいろんなものを感じてるんで、一体どういうところやねんと、正直言って何かトラブル多いんじゃないかとか何とかという思いが、もういろんなことがあって忌避意識とか差別意識というのがあるんですが、人と人との交流だったら、そこの場所のその館で日之出だったり何とかで会わなくても、ほかの区民センターでも使えるんだと思うんですよ。僕、そこが気になったんですけど、ほかのところでそういう交流機能ってできないんですか、要は旧同和地区の人たちが来て、ほかの人が来て、普通にそういう今、やってる中身のソフト面をほかの地域のところでできないんですか。

（市民局）　人と人との交流ということでは別に場所を問わない。ただ、やはりこの間、差別的な事例が残っており、いまだに区役所に同和地区はどこかとの問い合わせが来るような状況の中で、やっぱり知らずに土地に対してやっぱり忌避意識が、人から聞いたことをそのままインプットされてしまうことがあって、やはりそういう地域そのものを知ってもらうきっかけというのがある意味、何もなくなってしまうと困る部分があると思うんです。やっぱりそこで交流するということも大事ですし、そこだけでいいのかというと決してそうではないんですけど、そこだけでやってたら全部解決することじゃないと思いますし、ただ、今の今日的な状況の中では、やはり特定の地域に対して全然全く知識がない、非常に地域に対して忌避意識を持つ人が非常に多いということの中から、やはり実際的には、その利用者の声なんかを聞くと、やっぱりまたそこを使いたいということで、また来てもらう。その人が周りの人に対して、使ったらよかったでということで来ていただくということは、やはり地域に対する偏見解消につながると、やはり実際にそこを見て、知って、そこで交流しながら啓発効果と

いうのはやはり否定はできない。ただ、それだけでいいかということになると、そこだけでやってててほかでは何もやってないということでやってると、それはできないと思いますんで、外への展開は必要だと思いますけれども。

（橋下市長）　僕が市長になったので、ちょっとこれは一回、挑戦してやってみようかな、やってやろうと思ってまして、中島の啓発小学校のあそこは小中一貫校にして、スーパー校にしようと言ってるんですよ。そのほか市営住宅にしても何にしても今のままのやり方じゃなくて、特に学校なんかを使いながら、学力調査テスト云々のところはまた賛否両論出てくるかもわかりませんけど、それも一つのきっかけとしてオープンにしながらと思って、やっぱりいろんなことやる中で、８億円という金があるとほかにもいろいろできるなと、今までのこういう交流ってこういうことをいろいろやるんだったら、もう啓発、中島らの小中一貫校をスーパー校にして、外からあそこの学校に通わせたいなと思わせるぐらいの学校にするとかいうことも、１億円も金があればこれ小中スーパー一貫校って物すごい金にもなりますし、そういう意味で局長の考えられてることと僕の考えてることと一緒だと思いますので、あとは手法として、館のこういうことを使っていくやり方がいいのか、ほかに学校を使うとか、市営住宅を何か変えていくなり、何なりやっていくという今までと違うやり方をやっていくのかというのは、またいろいろ考えもあるので、そこはまた協議さしてほしいと思うんですけど、本気でこれやろうと思ったら、西成特区の話じゃないですけども、今までの流れの中でやってても、これほとんど変わんないと思いますんで、相当、精神的にエネルギー込めて、今までじゃないようなやり方をがんとやらないと難しいかなという思いがあるんです。

（市民局）　わかりました。よろしく。